

# 政令市における 条例の構成例

# 1 \_\_政令市における条例の構成例について

政令市	札幌市 (S50制定、H20改正施行)	横浜市 (H22施行)	大阪市 (H23施行)	熊本市 (H25施行)	名古屋市 (H25施行)	相模原市 (H26施行)
名称	札幌市中小企業振興条例	横浜市中企業振興基本条例	大阪市中企業振興基本条例	熊本市中小企業振興基本条例	名古屋市中企業振興基本条例	相模原市がんばる中小企業を応援する条例
第1条	前文	前文	前文	前文	前文	前文
第2条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第3条	定義	定義	定義	定義	定義	定義
第4条	基本理念	市の責務	本市の責務	基本理念	基本理念	市の責務
第5条	市の責務	市内中小企業者の努力	中小企業者の努力	市の責務	市の責務	中小企業者の取組
第6条	中小企業者等の努力等	大企業者等の役割	大企業者の役割	中小企業者等の努力等	中小企業者の努力	中小企業支援機関の取組
第7条	大企業者の役割	市民の理解と協力	市民の理解と協力	大企業者の役割	中小企業団体の取組等	大企業者の役割
第8条	市民の理解と協力	施策の基本方針	施策の基本方針	市民の理解と協力	大企業者等の協力	市民の理解と協力
第9条	施策の基本方針	市会への報告	実施状況の公表	施策の基本方針	市民の協力	施策の基本方針
第10条	財政上の措置	—	財政上の措置	財政上の措置	中小企業者の経営基盤の強化等	財政上の措置
第11条	市からの受注機会の増大	—	—	中小企業活性化会議	中小企業者の挑戦する意欲の増進	実施状況の検証及び公表
第12条	連携・協力の促進等	—	—	議会への報告	地域商業の活性化	委任
第13条	設置	—	—	—	中小企業者の人材の確保等	—
第14条	所掌事務	—	—	—	小規模企業者への配慮	—
第15条	組織	—	—	—	財政上の措置	—
第16条	委員の任期	—	—	—	施策の推進に係る措置	—
第17条	会長及び副会長	—	—	—	—	—
第18条	会議	—	—	—	—	—
第19条	庶務	—	—	—	—	—
第20条	運営事項	—	—	—	—	—
第21条	委任	—	—	—	—	—

## 2 条例の構成例について

○中小企業の振興に係る条例を先行して制定している政令市を参考にして、条例の基本的な枠組みを検討した場合、以下のような構成とすることが考えられる。

構成例		札幌市	横浜市	大阪市	熊本市	名古屋市	相模原市
前文		○	○	○	○	○	○
目的		○	○	○	○	○	○
定義		○	○	○	○	○	○
基本理念		○	—	—	○	○	—
責務・役割	市の責務	○	○	○	○	○	○
	中小企業者の努力等	○	○	○	○	○	○
	中小企業団体の取組等	○	—	—	○	○	○
	大企業者等の役割	○	○	○	○	○	○
	市民の理解と協力	○	○	○	○	○	○
市の取組	施策の基本方針	○	○	○	○	○	○
	財政上の措置	○	○	○	○	○	○

# 3 \_\_構成【前文、目的】

## 前文

6 / 6 政令市

- 条例制定の背景について地域の特色を踏まえて説明
  - (1)地域の特色（経済、地形、環境、人口等）
  - (2)地域産業の発展の経緯
  - (3)中小企業の重要性                    など

## 目的

6 / 6 政令市

- 条例制定の目的について説明
  - (1)中小企業の重要性の認識
  - (2)市・中小企業等の責務や役割の設定
  - (3)地域経済の向上や市民生活の向上
  - (4)市の施策の推進            など

### 【参考：大阪市 第1条】

この条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、本市の責務や中小企業者の努力等について明らかにするとともに、中小企業の振興について本市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展、市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

# 3 \_\_構成【定義】

## 定義

6 / 6 政令市

- 条例における用語を定義
- 「中小企業者」と「大企業者」に加え、その他、「中小企業支援団体」、「小規模企業者」、「大学等」について規定する政令市もある

【参考：相模原市 第2条】

- (1) **中小企業者**：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) **中小企業支援機関**：相模原市産業振興財団、商工会議所、商工会その他の中小企業の振興に関する団体及び地域経済の振興に関する活動を行う団体等をいう。
- (3) **大企業者**：中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) **大学等**：学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究開発機関をいう。

※中小企業基本法における中小企業の定義

業種分類	定義			
製造業その他	資本金の額 又は 出資の総額が	3億円以下の会社	又は 常時使用する 従業員の数が	300人以下の会社及び個人
卸売業		1億円以下の会社		100人以下の会社及び個人
小売業		5千万円以下の会社		50人以下の会社及び個人
サービス業		5千万円以下の会社		100人以下の会社及び個人

# 3 \_\_構成【基本理念、責務・役割】

## 基本理念

3 / 6 政令市

- 「中小企業基本法」や「中小企業憲章」の「基本理念」を基に、中小企業振興を図る上での基本的な考え方を明示

### 【条文例】

中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。

(1)中小企業の自主的な努力の尊重(2)中小企業の重要性の認識(3)幅広い関係者の連携(4)地域の活性化

## 市の責務

6 / 6 政令市

- 施策を策定・実施することや関係機関との連携等について規定（概ね同じ内容）

### 【参考：札幌市 第4条】

- 1 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。（略）市は、中小企業者等の実態を的確に把握するとともに、中小企業者等の意見を適切に反映するよう努めなければならない。
- 2 市は、中小企業振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、（略）その他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

# 3 \_\_構成【責務・役割】

## 中小企業者の努力等

6 / 6 政令市

○中小企業者の努力や取り組みについて規定（概ね同じ内容）

- (1)中小企業の自主的な努力（経営革新、経営基盤強化、環境変化への対応）
- (2)市が実施する中小企業振興施策への協力
- (3)社会的責任の自覚、地域社会との調和 など

【参考：横浜市 第4条】

- 1 市内中小企業者は、経営の革新(略)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 市内中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

## 中小企業団体の取り組み等

4 / 6 政令市

○中小企業者だけでなく、中小企業団体等の取り組みについて規定

【参考：名古屋市 第6条】

- 1 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業の振興に取り組むよう努めなければならない。
- 2 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

# 3 \_\_構成【責務・役割】

## 大企業者等の役割

6 / 6 政令市

- 大企業者等の役割について規定（概ね同じ内容）
  - (1)社会的責任の自覚、中小企業との連携
  - (2)市が実施する中小企業振興施策への協力 など

【参考：熊本市 第6条】

- 1 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。
- 2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 市民の理解と協力

6 / 6 政令市

- 中小企業の発展に協力することについて規定（概ね同じ内容）

【参考：大阪市 第6条】

市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努める。



# 3 \_\_構成【基本方針、財政上の措置】

## 施策の基本方針

6 / 6 政令市

- 「施策の基本方針」について規定
- 具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業振興に関する基本的な方針を明示

### 【条文例】

- (1) 経営基盤の強化促進(経営方法、資金調達、人材育成等)
- (2) 創業及び事業の継承促進
- (3) 事業者及び大学等との連携促進
- (4) 地域の強みを生かした成長産業分野への参入促進
- (5) 海外への事業展開及び海外企業等との連携促進
- (6) 地域経済の発展に向けて、地域社会と協働して取り組む活動促進
- (7) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進
- (8) 受注機会の確保・増大
- (9) 上に掲げるもののほか 中小企業の振興のために必要な施策推進

## 財政上の措置

6 / 6 政令市

- 財政上の措置を講ずるよう努めることを規定 (概ね同じ内容)

### 【参考：名古屋市 第14条】

市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。